

食育基本法の成立について

平成 17 年 7 月 11 日

第 15 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

食育基本法の成立について

1. 審議状況

平成16年3月 第159回国会へ法案提出
平成17年4月15日 (衆)内閣委員会採決
4月19日 (衆)本会議可決
6月9日 (参)内閣委員会質疑、採決
6月10日 (参)本会議採決
6月17日 公布

2. 法の概要

食育:一人一人が食についての意識を高め、適切な判断を行うことにより健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ること。

第1 総則(目的、国、地方公共団体、教育関係者、食品関係事業者等の責務、年次報告等)

第2 食育推進基本計画等

第3 基本的施策

第4 食育推進会議等 (総理大臣が会長、食育担当大臣の設置)

3. 厚生労働省の施策との関係

○健康づくり、生活習慣病予防の観点

- ・地域における栄養・食生活に関する知識の普及啓発
- ・管理栄養士等による栄養指導
- ・食生活改善推進員等のボランティア活動

○母子保健の観点

- ・食を楽しむ機会の提供
- ・栄養管理に関する知識の普及、情報提供
- ・妊産婦に対する栄養指導、乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導

○食品安全の観点

- ・食品の安全に関する知識の普及、適切な情報提供等

4. その他

施行日:平成17年7月15日

事務局:内閣府に設置。

食育基本法の概要

食育の推進

食に関する問題点

不規則、不健全な食生活による人間活力の減退と混乱

朝食欠食状況（週2～3回以上の欠食）
小学生 約16%
中学校 約20%

肥満傾向児割合（平成14年）
小6：10.9%
中3：9.3%

食を大切にする心の欠如

生活習慣病の増加
平均寿命と健康寿命の乖離

死因に占める生活習慣病の割合 約6割

糖尿病が強く疑われる人と可能性を否定できない人を合わせ、約1620万人

平均寿命と健康寿命の差（平成15年WHO）
男性 6.1年 女性 7.6年

食品の安全性に対する信頼の低下

自然・伝統的食文化の喪失

生産者と消費者の乖離

食育の必要性

食育推進基本計画 （食育推進会議が作成）

市町村 都道府県
食育推進計画
（努力規定）

基本的施策

全国的な食育推進運動の展開

※食育推進の普及啓発のための行事の開催、食育推進強化月間等
全国的な国民運動の展開

家庭、学校、保育所等における食育の推進

※農場における実習、親子料理教室等
栄養教諭等の設置

地域における食生活改善活動

※食生活指針等の策定等
食生活改善推進員等のボランティアの活用
管理栄養士等の養成・活用

都市と農山漁村の共生・対流の促進

※農業生産の体験
学校給食への利用等生産された農林水産物の地域内消費の促進
食べ残しの削減、再利用等

食文化継承活動

※伝統的な行事、作法等食文化の普及啓発

食に関する調査研究、情報提供

※安全性、栄養等の食生活関連の調査研究
データベースの整備・国際交流の推進

※は、具体的な施策

施策の効果

健全な食生活の習得、実践
食に対する感謝の心

心身の健康を守る
賢い消費者

安全性、栄養等に関する知識と適切な判断力

食品の安全性等に対する
信頼の確保

環境と調和のとれた
農林漁業の活性化

農山漁村の活性化

伝統的食文化の継承

食料自給率の向上

食育に関する国際貢献

食育推進会議

委員長
委員

内閣総理大臣
食育担当大臣その他の国務大臣

知識経験を有する民間人

市町村 都道府県

食育推進会議
（任意）

目的

健全な心と身体を培う
豊かな人間性を育む

現在及び将来にわたる

①健康で文化的な国民の生活
②豊かで活力ある社会
の実現